

○総務省告示第三百五十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月一日から施行する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

「一〇四略」
「削る」

五
「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

「一〇四 同上」
五
「パーソナル無線」

六
「同上」

周波数	空中線電力	電波の型式
九〇三・〇一二五 MHz	五ワット以下	F二D
九〇三・〇一二五 MHz を超え九〇四・九八七五 MHz 以下の周波数であつて、九〇三・〇一二五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの並びに九〇三・〇五 MHz 及び九〇三・〇五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの	五ワット以下	F三E

○総務省告示第三百五十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十一条の三第二項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月一日から施行する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

送 出 線	送 出 箱
<p>[1～6 略]</p> <p>7 5の項及び6の項の方法による算出結果がいずれも基準値を超える場合であつて、送信空中線の形式等が次に掲げるものいづれかに合致するときは、当該空中線における算出方法によることとする。</p> <p>(1) コリニアアレイアンテナ (平成30年総務省告示第356号別表第19号第2に規定する基本コード (以下「空中線コード」という。)) CLに相当する空中線をいう。) の主輻射内側において、距離 R が $0.6D \geq \lambda$ 以下の場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> $S = \frac{P}{20\pi R D} \cdot K$ <p>[注 略]</p> <p>[2～(4) 略]</p> <p>[8～13 略]</p>	<p>[1～6 同左]</p> <p>7 5の項及び6の項の方法による算出結果がいずれも基準値を超える場合であつて、送信空中線の形式等が次に掲げるものいづれかに合致するときは、当該空中線における算出方法によることとする。</p> <p>(1) コリニアアレイアンテナ (平成10年郵政省告示第148号別表第6号第1に規定する空中線型式基本コード (以下「空中線コード」という。)) CL又は SKに相当する空中線をいう。) の主輻射内側において、距離 R が $0.6D \geq \lambda$ 以下の場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> $S = \frac{P}{20\pi R D} \cdot K$ <p>[注 同左]</p> <p>[2～(4) 同左]</p> <p>[8～13 同左]</p>

備考 表中の [] の記号は注記による。

○総務省告示第三百五十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条第五項及び第五十二条の三第四項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱い（平成二十四年総務省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月一日から施行する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>(申請書等の送付方法)</p> <p>第一条 エリア放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第四百二十二条 第二条に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行う地上一般放送局(電波法施行規則第 四条第一項第三号の三に規定する地上一般放送局をいう。以下同じ。)の免許の申請をしよう とする者(以下「申請者」という。)がエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び 申請書に添付する書類(以下「申請書等」という。)を送付する場合は、次の各号に掲げる方 法のいずれかによるものとする。</p> <p>〔一略〕</p> <p>二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に 規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業 者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務 であつて、当該信書便事業者において引受日時の記録を行うもの (到達の日時)</p> <p>第二条 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等を次の各号に掲げる方法により提出 したときは、当該各号に定める日時に総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。) に到達したものとする。</p> <p>一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便 日本郵便株式会社の営業所であつて簡易郵便局法 (昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条 の規定による委託を受けた者の営業所を含む。)において引受けがされたとして当該引受時 刻証明により証明された日時</p> <p>〔一〇四略〕</p> <p>〔2略〕</p>	<p>(申請書等の送付方法)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に 規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業 者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務 であつて当該信書便事業者において引受日時の記録を行うもの (到達の日時)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便 郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務 の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を 行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による再委託を受けた者の営業所を含む 。)において引受けがされたとして当該引受時刻証明により証明された日時</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第三百五十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十二条の三の規定に基づき、安全通報の発信に関する報告の簡易な手続を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

なお、昭和四十四年郵政省告示第二百三十六号（電波法施行規則の規定により安全通報の発信に関する報告の手続きを定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

毎年一月から十二月までの期間ごとに、その期間中における安全通報の種類別の通数、通信回数及び延べ通信時間を文書により報告すること。

○総務省告示第三百五十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第二号二の項(18)の規定に基づき、変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

なお、昭和五十九年郵政省告示第六百六号（変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則第十五条の二第一項第三号に規定するV S A T地球局の無線設備の変更の工事であつて、送信装置に入力端子及びこれに接続する入力信号回路を増設するもの（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴うものを除く。）

○総務省告示第三百五十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十八条第二項の規定に基づき、再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

- 一 船舶局
- 二 遭難自動通報局
- 三 航空機局
- 四 構内無線局
- 五 気象援助局
- 六 包括免許に係る特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を除く。）

○総務省告示第三百五十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書並びに包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を次のように定める。

なお、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

免許規則第4条第2項及び第20条の9に規定する無線局事項書及び工事設計書並びに免許規則第24条の2第2項の規定に基づく包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書（以下「無線局事項書等」という。）のうち次の表の二の欄に掲げる様式については、同表の一の欄に掲げる記載欄ごとに、それぞれ同表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

	二 無線局事項書等の様式	
--	--------------	--

一 記載欄	別表第二号					別表第二号の二								別表第二号の三		別表第二号の四	別表第三号の五	三 コード表
	第1	第2	第3	第4	第5	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第1	第2			
無線局の種別コードの欄	○	○	○	○	○									○	○	○		別表第1号
放送事項の欄	○																	別表第2号
無線設備の設置場所の欄	○																○	別表第3号
無線設備の設置場所又は常置場所の欄		○																
移動範囲の欄		○												○				別表第4号
無線設備を設置しようとする区域の欄																○		
業務区域の欄										○						○		

船舶の用途コードの欄			○															別表第5号
用途コードの欄（注2）														○				
旅客定員コードの欄			○											○				別表第6号
長さコードの欄			○											○				別表第7号
航行する海域コードの欄			○															別表第8号
航行区域又は従業制限コードの欄			○															別表第9号
航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コードの欄														○				別表第8号 別表第9号
施行規則第28条第2項の無線設備等の欄			○															別表第10号
施行規則第28条第3項の無線設備等の欄			○															別表第11号
施行規則第28条第6項の無線設備等の欄																		

航空機の用途コードの欄				○													別表第12号
用途コードの欄（注3）														○			
人工衛星の軌道又は位置の欄				○													別表第13号
通信の相手方の欄									○								
外国の人工衛星の軌道又は位置の欄															○		
装置の区別の欄										○							別表第14号
送信の方式コードの欄					○												別表第15号
通信方式コード又は送信の方式コードの欄（注4）													○				
通信方式コードの欄							○	○	○	○	○	○					別表第16号
通信方式コード又は送信の方式コードの欄（注5）													○				

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に免許を受けているパーソナル無線の無線局の種別コードは、この告示の規定にかかわらず、この告示による廃止前の平成十六年総務省告示第八百五十九号の規定によることができる。

別表第1号 無線局の種別コード

第1 基本コード

項目	コード
固定局	F X
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	B B
特定地上基幹放送局	B C
特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	B D
特定地上基幹放送試験局	B E
地上一般放送局	B G

海岸局	F C
航空局	F A
基地局	F B
携帯基地局	F P
無線呼出局	R P
陸上移動中継局	F B R
陸上局	F L
船舶局（特定船舶局を除く。）	M S
特定船舶局	M S S
遭難自動通報局	D S
船上通信局	M B
航空機局	M A
陸上移動局	M L
携帯局	M P
移動局	M O
無線測位局	R N

無線航行陸上局	R L
無線航行移動局	R O
無線標定陸上局	L R
無線標定移動局	M R
無線標識局	R B
地球局	T C
海岸地球局	T I
航空地球局	T B
携帯基地地球局	T Y P
船舶地球局	T G
航空機地球局	T J
携帯移動地球局	T U P
宇宙局（人工衛星局を除く。）	M E
人工衛星局	E K T
衛星基幹放送局	E V
衛星基幹放送試験局	E B E

非常局	E M
特定実験試験局	E X T
実験試験局	E X
実用化試験局	D V T
アマチュア局	A T
簡易無線局	C R
構内無線局	L O
気象援助局	S M
標準周波数局	S S
特別業務の局	S P

第2 補足コード

項目	コード
VSAT地球局	T S
VSAT制御地球局	T T

別表第2号 放送事項コード

項目	コード

報道	0 1
教育	0 2
教養	0 3
娯楽	0 4
その他	0 6
協会の放送	0 7
基幹放送事業者（協会を除く。）の放送	0 8

別表第3号 設置場所の区別コード

項目	コード
送受信所	W
送信所	T
受信所	R
通信所	O
制御所	C
統制通信所	G
監視所	M

監視制御所	B
中継所	Y
無給電中継装置	F
演奏所	S
送受信所及び制御所	J
受信所及び制御所	P
送信所及び制御所	U
受信所及び通信所	Q
送信所及び通信所	V
予備送信所	5

別表第4号 移動範囲コード、設置しようとする区域のコード及び業務区域コード

第1 基本コード

項目	コード
関東総合通信局管内	A
信越総合通信局管内	B
東海総合通信局管内	C

北陸総合通信局管内	D
近畿総合通信局管内	E
中国総合通信局管内	F
四国総合通信局管内	G
九州総合通信局管内	H
東北総合通信局管内	I
北海道総合通信局管内	J
沖縄総合通信事務所管内	O
全国	N
通信の相手方の無線ゾーン内	M
常置場所のある市区町村	P
当該事業所の事業区域内	Q
免許人の業務区域内	R
免許人の業務区域内及び応援協定等の地域	S
沖縄、宗谷、網走、根室支庁を除く全国	S J
免許人及び業務委託先の事業者の業務区域内	T

全国及び日本周辺海域	U
構内	Y
第一管区海上保安本部管内	1 M
第二管区海上保安本部管内	2 M
第三管区海上保安本部管内	3 M
第四管区海上保安本部管内	4 M
第五管区海上保安本部管内	5 M
第六管区海上保安本部管内	6 M
第七管区海上保安本部管内	7 M
第八管区海上保安本部管内	8 M
第九管区海上保安本部管内	9 M
第十管区海上保安本部管内	X M
第十一管区海上保安本部管内	Y M
日本周辺海域	J W
太平洋	Z 0
北太平洋	Z 1

日本海	Z 2
オホーツク海	Z 3
沿岸海域	Z 4
ベーリング海	Z 5
南太平洋	Z 6
インド洋	Z 7
遠洋区域	Z 8
平水区域	Z 9
沿海区域	Z 1 0
近海区域	Z 1 1
全海域	Z 1 2
空港内	A P
関東管区警察局管内	P A
中部管区警察局管内	P C
近畿管区警察局管内	P E
中国管区警察局管内	P F

四国管区警察局管内	P G
九州管区警察局管内	P H
東北管区警察局管内	P I
北海道管区警察局管内	P J
北海道	0 1
青森県	0 2
岩手県	0 3
宮城県	0 4
秋田県	0 5
山形県	0 6
福島県	0 7
茨城県	0 8
栃木県	0 9
群馬県	1 0
埼玉県	1 1
千葉県	1 2

東京都	1 3
神奈川県	1 4
新潟県	1 5
富山県	1 6
石川県	1 7
福井県	1 8
山梨県	1 9
長野県	2 0
岐阜県	2 1
静岡県	2 2
愛知県	2 3
三重県	2 4
滋賀県	2 5
京都府	2 6
大阪府	2 7
兵庫県	2 8

奈良県	2 9
和歌山県	3 0
鳥取県	3 1
島根県	3 2
岡山県	3 3
広島県	3 4
山口県	3 5
徳島県	3 6
香川県	3 7
愛媛県	3 8
高知県	3 9
福岡県	4 0
佐賀県	4 1
長崎県	4 2
熊本県	4 3
大分県	4 4

宮崎県	4 5
鹿児島県	4 6
沖縄県	4 7
その他（注）	X

注 その他を選択した場合は、備考の欄に具体的にその内容を記載すること。

第2 付加コード

項目	コード
、その周辺	/
、その周辺、上空	V
、沿岸水域	W
、沿岸水域、その上空	R
、その上空	S
、委託業務区域	U
、周辺海域	P
、その周辺、周辺海域	Q
、その周辺、沿岸水域	T

、その周辺、沿岸水域、上空	M
、周辺海域、その上空	N
(沖縄を除く。)	K
、その周辺、周辺海域、上空	L
東部、その周辺	1
南部、その周辺	2
西部、その周辺	3
北部、その周辺	4
中部、その周辺	5
及び関東総合通信局管内	A
及び信越総合通信局管内	B
及び東海総合通信局管内	C
及び北陸総合通信局管内	D
及び近畿総合通信局管内	E
及び中国総合通信局管内	F
及び四国総合通信局管内	G

及び九州総合通信局管内	H
及び東北総合通信局管内	I
及び北海道総合通信局管内	J
及び沖縄総合通信事務所管内	O

別表第5号 船舶の用途コード

項目	コード
旅客船	P S G
貨客船	P C S
貨物船	C R G
油送船	O L T
巡視船	P T V
漁船	F S B
漁貨物船	F C S
小型船	M N S
レジャー船	L S R
雑船	Z T S

別表第 6 号 旅客定員コード

項目	コード
12名を超え250名以下のもの	A
250名を超えるもの	B

別表第 7 号 長さコード

項目	コード
12m未満の船舶	S
12m以上の船舶	L

別表第 8 号 航行する海域コード

項目	コード
施行規則第28条第1項第1号のA1海域	A 1
施行規則第28条第1項第2号のA2海域	A 2
施行規則第28条第7項ただし書のインマルサット人工衛星の通信圏であって、上記のA1海域及びA2海域を除いた海域	A 3
上記の各海域以外の海域	A 4

別表第 9 号 航行区域又は従業制限コード

項目	コード
平水区域	H S K
沿海区域	E K K
近海区域	K K K
遠洋区域	E Y K
限定沿海	E K G
限定近海	K K G
2時間限定沿海	E 2 G
瀬戸内限定	E K S
第1種	F 1 S
第2種	F 2 S
第3種	F 3 S
小型第1種	F K 1
小型第2種	F K 2
なし	N N N

別表第10号 局種コード及び無線設備の名称コード

第1 局種コード

項目	コード
船舶局	M S
携帯局	M P
船舶地球局	T G
携帯移動地球局	T U P
陸上移動局	M L

第2 無線設備の名称コード

項目	コード
短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	H F
超短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	V H F
中短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	M H F
中短波帯及び短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	M H T
短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	H F T
27MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	2 7 T
40MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	4 0 T

150MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	1 5 0 T
400MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	4 0 0 T
漁業地域情報システム（マリンホーン）	M R P
インマルサットC型	I M C
インマルサットF型	I M F
N-STAR衛星船舶電話（空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの）	N S T
携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	C L P
その他（注）	N N N

注 その他を選択した場合は、備考の欄に具体的にその内容を記載すること。

別表第11号 局種コード

項目	コード
船舶局	M S
船舶地球局	T G
携帯移動地球局	T U P

別表第12号 航空機の用途コード

項目	コード
航空運送事業用	A C W
航空機使用事業用	A C V
自家用	A C O
消防用	F I R
学術研究用	S C I
教育用	E D C
航空機製造修理事業用	A C T
海上保安用	M S A
警察用	G M P
防災行政用	D A I
新聞通信用	N P W
その他	Z Z Z

別表第13号 軌道の種類コード

第1 基本コード

項目	コード
----	-----

円軌道	C
楕円軌道	E
上記以外の軌道	Z

第2 付加コード

項目	コード
同期軌道	1
回帰軌道	2
準回帰軌道	3
極軌道	4
太陽同期軌道	5
太陽同期準回帰軌道	6
上記以外の軌道方法（注）	Z

注 上記以外の軌道方法を選択した場合は、該当欄に具体的にその内容を記載すること。

別表第14号 無線設備の種別コード

項目	コード
超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（固定型）	J

超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（携帯型）	P
中短波帯の無線設備の機器	K
中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	L
船舶自動識別装置	S
簡易型船舶自動識別装置	R
超短波帯（150MHz D S B）の無線設備の機器	X
超短波帯（40MHz D S B）の無線設備の機器	W
短波帯（27MHz S S B）の無線設備の機器	U
短波帯（27MHz D S B）の無線設備の機器	V
その他（注）	N

注 その他を選択した場合は、該当欄に具体的にその内容を記載すること。

別表第15号 送信の方式コード

放送の種別	設置場所	項目	備考	コード
中波放送	地上	中波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第85号）によりモノホニック放送を行うもの	中波放送に関する送信の標準方式第5条の規定に基づく告示の方式による場合は	AA1

	地上	中波放送に関する送信の標準方式によりステレオホニック放送を行うもの	、その旨を備考の欄に記すこと。	AA2
	地上	中波放送に関する送信の標準方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの		AA3
データ放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	DA1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの		DA2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ		DA3

		タル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの	DA4
超短波放送	地上	超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）第2章に規定される方式によりモノホニック放送を行うもの	FA1
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりステレオホニック放送を行うもの	FA2
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりモノ	FA3

	ホニク放送及びステレオホニク放送を併せ行うもの		
地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	F A 5
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		F A 6
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの		F A 7
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第		F A 9

		6章第4節に規定される方式により 放送を行うもの	
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 5章第3節又は第6章第5節に規定 される方式により放送を行うもの	F A A
超短波音声 多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字 多重放送に関する送信の標準方式（ 平成23年総務省令第89号）に規定さ れる方式により放送するもの	F B 1
超短波文字 多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字 多重放送に関する送信の標準方式に 規定される方式により放送するもの	F C 1
超短波デー タ多重放送	人工衛星	超短波データ多重放送に関する送信 の標準方式（平成23年総務省令第90 号）に規定される方式により放送す	F D 2

		るもの		
マルチメディア放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	MM 1
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章第1節に規定される方式により放送するもの		MM 2
標準テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TA 2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により		TA 3

		放送を行うもの		
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		T A 4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		T A 5
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章第2節に規定される方式により放送するもの		T A 6
高精細度テレビジョン放送を含む	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規	T H 2

テレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）		される方式により放送を行うもの	定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送を行うもの		TH 3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの		TH 4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		TH 5
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定		TH 6

		される方式により放送を行うもの		
超高精細度 テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T S 1

別表第16号 通信方式コード

第1 1文字目

項目	コード
単向通信方式	T
単信方式	S
複信方式	D
半複信方式	H
同報通信方式	M

第2 2文字目

項目	コード
多重を除く方式	N
周波数分割多重方式	F
時分割多重方式	T
符号分割多重方式及び時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式	C
上記以外の多重方式（注1）	X

第3 3文字目

項目	コード
1周波方式	1
2周波方式	2

第4 4文字目

項目	コード
中継なし	N
直接中継（アナログ方式）	C
ヘテロダイン中継（アナログ方式）	H
ベースバンド中継（アナログ方式）	B

再生中継（デジタル方式）	S
非再生中継（デジタル方式）	D
上記以外の中継方式（注2）	X

記載例 D F 2 B

注1 上記以外の多重方式を選択した場合は、備考の欄に多重方式の名称を記載すること。

2 上記以外の中継方式を選択した場合は、備考の欄に中継方式の名称を記載すること。

別表第17号 低下させる方法コード、変調方式コード、発振コード及び終段部の真空管又は半導体コード

第1 低下させる方法コード

項目	コード
減衰器なし	N
固定減衰器	F
可変減衰器	M

注 減衰器は、一の減衰量の値を持つ場合には固定減衰器とし、それ以外の場合は可変減衰器とする。

第2 変調方式コード

項目	コード
無変調	N
二分の π シフト差動二相位相変調	P / 2 D 2 P S K
上記以外の差動二相位相変調	D 2 P S K
上記以外の二相位相変調	2 P S K
差動四相位相変調	D 4 P S K
オフセット四相位相変調	O 4 P S K
マルチサブキャリア四相位相変調	M 4 P S K
四分の π シフト四相位相変調	P / 4 4 P S K
上記以外の四相位相変調	4 P S K
差動八相位相変調	D 8 P S K
上記以外の八相位相変調	8 P S K
上記以外の位相変調（注1）	P S K
GMSK	G M S K
上記以外のMSK	M S K
上記以外の二値周波数偏位変調	2 F S K

四値周波数偏位変調	4 F S K
上記以外の周波数偏位変調	F S K
上記以外の周波数変調（注1）	F M
一二値直交振幅変調	1 2 Q A M
マルチサブキャリア一六値直交振幅変調	M 1 6 Q A M
上記以外の一六値直交振幅変調	1 6 Q A M
二四値直交振幅変調	2 4 Q A M
三二値直交振幅変調	3 2 Q A M
マルチサブキャリア六四値直交振幅変調	M 6 4 Q A M
上記以外の六四値直交振幅変調	6 4 Q A M
一二八値直交振幅変調	1 2 8 Q A M
二五六値直交振幅変調	2 5 6 Q A M
上記以外の直交振幅変調	Q A M
一六値振幅位相変調	1 6 A P S K
三二値振幅位相変調	3 2 A P S K
上記以外の振幅位相変調	A P S K

実数零点単側波帯変調方式	R Z S S B
ASK	A S K
SSB	S S B
VSB	V S B
DSB	D S B
上記以外の振幅変調（注1）	A M
直交周波数分割多重変調	O F D M
パルス変調（注1）	P
直接拡散のスペクトル拡散方式	D S S S
周波数拡散のスペクトル拡散方式	F H S S
上記以外のスペクトル拡散方式	S S
上記以外の変調方式（注2）	Z

注1 上記以外の位相変調、上記以外の周波数変調、上記以外の振幅変調又はパルス変調を選択した場合は、備考の欄にその名称を記載すること。

2 上記以外の変調方式を選択した場合は、備考の欄に変調方式の名称を記載すること。

第3 発振コード

項目	コード
LC発振、RC発振及びLRC発振（組合せ方法の違うものを含む。）（注1）	L R C
水晶発振（注1）	S
ルビジウム発振（注1）	R
セシウム発振（注1）	C
上記以外（注2）	Z

注1 周波数シンセサイザ方式を含む。

2 上記以外を選択した場合は、備考の欄に具体的な発振の名称を記載すること。

第4 終段部の真空管又は半導体コード

項目	コード
電界効果トランジスタ（FET）	F E T
高電子移動度トランジスタ（HEMT）	H E M T
上記以外のトランジスタ（注1）	T R A
進行波管（TWT）	T W T
上記以外の真空管（注2）	Z

注1 上記以外のトランジスタを選択した場合は、備考の欄にトランジスタの名称を記載するこ

と。

2 上記以外の真空管を選択した場合は、備考の欄に真空管の名称を記載すること。

別表第18号 EQLコード

項目	コード
自動等化器なし	N
自動等化器あり ($z = 3.47$)	A
自動等化器あり ($z = 5.37$)	B
自動等化器あり ($z = 31.6$)	C
自動等化器あり ($z = 3.47$ 、 $z = 5.37$ 及び $z = 31.6$ のものを除く。) (注)	D

z : 許容帯域内一次振幅偏差 (真数)

注 自動等化器あり ($z = 3.47$ 、 $z = 5.37$ 及び $z = 31.6$ のものを除く。) を選択した場合は、備考の欄に z の値を記載すること。

別表第19号 送受の別コード、基本コード、付加コード、偏波面コード、SDコード及び追尾の方式コード

第1 送受の別コード

項目	コード
----	-----

送受信空中線	M
送信空中線	T
受信空中線	R

第2 基本コード

項目	コード
単一	T I
八木	Y A
パラボラ	P A
平面	P L
ホーン	H O
ダイポール	D P
グレゴリアン	G G
カセグレン	K G
ループ (リングを含む。)	L U
ターンスタイル	T S
スーパーゲイン	S G

ワイヤ（L、V、T、逆L、逆Vを含む。）	W I
漏洩同軸	L C
コーリニア	C L
レンズ	L N
コーナリフレクタ	C R
スロット	S R
ヘリカル	H E
カージオイド	C O
頂部負荷型	T L
基部設置型	B G
その他指向性アンテナ（注）	Z D
その他無指向性アンテナ（注）	Z O

注 その他指向性アンテナ又はその他無指向性アンテナを選択した場合は、備考の欄に具体的にその内容を記載すること。

第3 付加コード

項目	コード
----	-----

ダイバーシティ	D
回転式	T
複合型	M
オフセット	O
反射器付き	R

第4 偏波面コード

項目	コード
垂直偏波	V
水平偏波	H
垂直偏波及び水平偏波の組合せ	V H
45度偏波	4 5
右旋回（楕円）偏波	R
左旋回（楕円）偏波	L
右旋回（楕円）偏波及び左旋回（楕円）偏波の組合せ	R L
その他（注）	Z

注 その他を選択した場合は、備考の欄に具体的にその内容を記載すること。

第5 SDコード

項目	コード
スペースダイバーシティなし	N
スペースダイバーシティあり（切替え）	S
スペースダイバーシティあり（RF合成）	R
スペースダイバーシティあり（IF合成）	I

第6 追尾の方式コード

項目	コード
自動追尾のみ	AUTO
自動追尾と手動追尾を併用	AND
手動追尾のみ（追尾機能を有しない場合を含む。）	N

別表第20号 回線の条件コード

項目		コード
電気通信業務用以外の場合	片方向通信を行う回線	A
	双方向通信を行うものであって回線瞬断率を符号誤り率が 10^{-7} を超える時間率とする回線	B

	上記以外の回線	C
電気通信業務用の 場合	周波数を限定して送受信を行う回線	D
	上記以外の回線	E

別表第21号 種類コード

項目	コード
平面反射板（1枚）	S
平面反射板（2枚）	W
パラボラ背面給電	P
その他（注）	X

注 その他を選択した場合は、備考の欄に具体的にその内容を記載すること。

別表第22号 附属装置コード

項目	コード	補足事項	備考
警報装置（移動する無線局を除く。）	ALM	警報を発し、若しくは警報を受ける場所又は警報を発し、若しくは警報を受ける無線局の識別信号	注2
監視装置（移動する無線局を除く。）	MON	監視し、若しくは監視される場所又は	注2

		監視し、若しくは監視される無線局の識別信号	
制御装置（移動する無線局を除く。）	CON	制御し、若しくは制御される場所又は 制御し、若しくは制御される無線局の 識別信号	注2
注意信号選択警報装置（海岸局に限る。）	ASA		
放送スクランブル装置	BCS	方式	
データ付加装置	D		
遭難警報送出ボタン（船舶地球局及び航空機地球局に限る。）	DSB		
緊急警報信号発生装置（地上基幹放送局及び地球局に限る。）	EWS	使用する地域符号	注3
識別装置（無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局に限る。）	IDS	方式	
テレメーター付加装置	L		注4

連絡線	O W L	<p>1 地上基幹放送局の場合</p> <p>(1) 他の地上基幹放送局の電波の周波数を変換し再発射する地上基幹放送局</p> <p>当該他の地上基幹放送局の名称</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>有線又は無線の別、伝送方式（ステレオホニク放送に使用するものに限り、複合信号伝送方式、和差信号伝送方式、左右信号伝送方式等の別を記載すること。）、</p> <p>区間及び回線数</p> <p>2 1以外の無線局の場合</p> <p>有線又は無線の別及び区間</p>	注 5
電気通信事業用回線に接続する交換機	P B X		注 4
多重端局装置	T	方式	

無線呼出局用端局装置	P T		
空中線柱、給電線柱（地上基幹放送局に限る。）	P T R	高さ、基部地上高及び基数	注 3
音声調整装置又は映像調整装置（地上基幹放送局に限る。）	T S		
撮像装置（テレビジョン伝送装置を含む。）（地上基幹放送局を除く。）	V D S		
模写伝送装置（ファクシミリ）	F		注 4
選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）	S	トーン信号周波数（トーンスケルチ型選択呼出装置に限る。）又はデジタルコード（デジタルコードスケルチ型選択呼出装置に限る。）	注 6
デジタル選択呼出装置（海岸局に限る。）	D S C		
印刷電信装置（狭帯域印刷電信装置を含む。）	N D P		注 4
周波数測定装置	W	検定規則第 8 条第 1 項の検定番号	

インマルサット高機能グループ呼出受信機	E G C	型式又は名称及び製造番号	
チャンネル選択補助装置（地上基幹放送局に限る。）	C S A		
秘話装置	S S		

注1 コードを記載するときは、補足事項の欄の記載事項を、コードと併せて記載すること。

2 当該装置の設置場所と同一の設置場所にある無線設備について警報を発し、監視し、又は制御するものであるときは、補足事項の記載を要しない。

3 他の地上基幹放送局及び地球局と共用するものであるときは、当該他の地上基幹放送局及び地球局の名称を補足事項に記載すること。

4 電気通信業務用の無線局の装置で端局装置から端末までに挿入されるものは、コードの記載を要しない。

5 送信所、演奏所及び受信所相互間の連絡線又は当該地上基幹放送局が同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を同時に中継して送信するものの場合における当該他の地上基幹放送局から当該申請若しくは届出に係る地上基幹放送局までの連絡線について記載すること。

6 海岸局及び無線標定移動局にあつては、補足事項の記載を要しない。

別表第23号 無線設備の規格コード

項目	コード
設備規則第49条の6の4第1項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第3項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備を除く。）	C D 2 B S
設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	C D 2 F C
設備規則第49条の6の4第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	C D 2 F B
設備規則第49条の6の5第1項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第3項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備を除く。）	C D 3 B S
設備規則第49条の6の5第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	C D 3 F C
設備規則第49条の6の5第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	C D 3 F B
設備規則第49条の6の9第1項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第3項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備を除く。）	S F D 1 B S
設備規則第49条の6の9第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	S F D 1 F C
設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	S F D 1 F B

設備規則第49条の6の10第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備	S F D 2 F C
設備規則第49条の6の10第1項及び第6項に規定する基地局の無線設備	S F D 2 F B
設備規則第49条の28に規定する基地局の無線設備（同条第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備を除く。）	B W A 1 B S
設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備	B W A 1 F C
設備規則第49条の28第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備	B W A 1 F B
設備規則第49条の29に規定する基地局の無線設備（同条第1項、第2項、第5項及び第8項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項、第2項、第6項及び第8項に規定する基地局の無線設備を除く。）	B W A 2 B S
設備規則第49条の29第1項、第2項、第5項及び第8項に規定する基地局の無線設備	B W A 2 F C
設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第8項に規定する基地局の無線設備	B W A 2 F B

設備規則第49条の6に規定する陸上移動中継局の無線設備	C P F B R
設備規則第49条の28に規定する陸上移動中継局の無線設備	B W 1 F B R
設備規則第49条の29に規定する陸上移動中継局の無線設備	B W 2 F B R
設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	L P R
設備規則第49条の6の4に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 2
設備規則第49条の6の5に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 3
設備規則第49条の6の6に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 4
設備規則第49条の6の7に規定する陸上移動局の無線設備	T D O F D M
設備規則第49条の6の8に規定する陸上移動局の無線設備	T D F D M A
設備規則第49条の6の9第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	S F D M A 1
設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備	N B I O T
設備規則第49条の6の9第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備	M T C
設備規則第49条の6の10第1項及び第3項に規定する陸上移動局の無線設備	S F D M A 2
設備規則第49条の6の10第1項及び第4項に規定する陸上移動局の無線設備	T D L P R
設備規則第49条の6の11に規定する陸上移動局の無線設備	O F D M 2
設備規則第49条の7に規定する陸上移動局の無線設備	M C A

設備規則第49条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備	D M C A 2
設備規則第49条の15第1項に規定する陸上移動局の無線設備	D A P T
設備規則第49条の19第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A
設備規則第49条の21第1項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A 5
設備規則第49条の25に規定する陸上移動局の無線設備	R U
設備規則第49条の28に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 1
設備規則第49条の29第1項、第3項及び第8項並びに第1項、第4項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2
設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備	B W A M T C
設備規則第57条の2の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	R Z 1
設備規則第57条の2の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	R Z 2
設備規則第57条の3の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	D N 1
設備規則第57条の3の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	D N 2
設備規則第54条の3に規定する地球局の無線設備	V S A T
設備規則第49条の18第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O D
設備規則第49条の18第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O D

設備規則第49条の23第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O
設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O
設備規則第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O 2
設備規則第49条の23の3第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O 2
設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局の無線設備	E S I M
設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M C
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M F
設備規則第49条の24第3項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M D
設備規則第49条の24第3項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M D 2
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M B G A N
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M G S P S
設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	E S V
設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の無線設備	H S T
設備規則第49条の24の4に規定する携帯移動地球局の無線設備	S C S
設備規則第45条の21に規定する航空機地球局の無線設備	A E S

○総務省告示第三百五十七号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第五十八号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

- 一 昭和四十五年郵政省告示第千六号（無線局免許手続規則の規定により既に提出された免許の申請書に添附した工事設計書の写しを総務大臣に提出する場合の手続等を定める件）
- 二 昭和五十七年郵政省告示第八百五十八号（無線設備規則の規定に基づき、呼出名称記憶装置を装置しなければならぬ簡易無線局等の技術的条件を定める件）
- 三 昭和五十七年郵政省告示第八百六十号（無線設備規則の規定に基づき、九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の一の筐体かまごうに収めることを要しない装置等を定める件）
- 四 平成五年郵政省告示第五百十二号（九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件）